

読解力練習帖 (1)

三上 勝夫

学校の先生方や先生を目指す学生のみなさんにむけて、読解力を鍛えるための練習問題集を作ろうと思う。ここに資料として提供するものは、試作品とでもいうべきものである。最初の2、3問は、社会から権威あるテキストとして受け取られているものについて、批判的に読みとることを課題とする。わたしは、ことさらに、批判的読解力(思考力)を強調するつもりはない。ふつうの読みと批判的読みを区別する必要も全くないと思っている。ふつうに読んで、納得できるものは受容し、疑わしければ疑問として残し、誤っていると思えば批判するのが当然である。それが読解というものだ。しかし、このふつうの読みが、なかなかできないのである。そこで練習である。

各練習問題は、テキストの提示、それに対する読者自身の読み、目の付け所のアドバイス、これを参考にした再度の読み(思考)、最後に出題者からの解説という順序で展開していくこととしたい。読解力ブームに棹さすはめになるわけだが、流されたまま方向を見失うことのないように気を付けることとする。

【資料】練習帖 問題1

テキスト

学校の壁の落書きに頭に来ています。壁から落書きを消して塗り直すのは、今度が4度目だからです。創造力という点では見上げたものだけれど、社会に余分な損失を負担させないで、自分を表現する方法を探すべきです。

禁じられている場所に落書きするという、若い人たちの評価を落とすようなことを、なぜするのでしょう。プロの芸術家は、通りに絵をつるしたりなんかしないで、正式な場所に展示して、金銭的援助を求め、名声を獲得するのではないのでしょうか。

わたしの考えでは、建物やフェンス、公園のベンチは、それ自体がすでに芸術作品です。落書きでそうした建築物を台なしにするというのは、ほんとに悲しいことです。それだけではなく、落書きという手段は、オゾン層を破壊します。そうした「芸術作品」は、そのたびに消費されてしまうのに、この犯罪的な芸術家たちはなぜ落書きをして困らせるのか、本当に私は理解できません。

ヘルガ

十人十色。人の好みなんてさまざまです。世の中はコミュニケーションと広告であふれています。企業のロゴ、お店の看板、通りに面した大きくて目障りなポスター。こういうのは許されるのでしょうか。そう、大抵は許されます。では、落書きは許されますか。許せるという人もいれば、許せないという人もいます。

落書きのための代金はだれが払うのでしょうか。だれが最後に広告の代金を払うのでしょうか。

その通り、消費者です。

看板を立てた人は、あなたに許可を求めましたか。求めています。それでは、落書きをする人は許可を求めなければいけませんか。これは単に、コミュニケーションの問題ではないでしょうか。あなた自身の名前も、非行少年グループの名前も、通りで見かける大きな製作物も、一種のコミュニケーションではないかしら。

数年前に店で見かけた、しま模様やチェックの柄の洋服はどうでしょう。それにスキーウェアも。そうした洋服の模様や色は、花模様が描かれたコンクリートの壁をそっくりそのまま真似たものです。そうした模様や色は受け入れられ、高く評価されているのに、それと同じスタイルの落書きが不愉快とみなされているなんて、笑ってしまいます。

芸術多難の時代です。

ソフィア

前ページの2通の手紙は、落書きについての手紙で、インターネットから送られてきたものです。落書きとは、壁など所かまわずに書かれる違法な絵や文章です。この手紙を読んで、問1～問4に答えてください。

落書きに関する問1, 問2 (省略)

落書きに関する問3

あなたは、この2通の手紙のどちらに賛成しますか。片方あるいは両方の手紙の内容にふれながら、自分なりの言葉を使ってあなたの答えを説明してください。

落書きに関する問4

手紙に何が書かれているか、内容について考えてみましょう。

手紙がどのような書き方で書かれているか、スタイルについて考えてみましょう。

どちらの手紙に賛成するかは別として、あなたの意見では、どちらの手紙がよい手紙だと思いますか。片方あるいは両方の手紙の書き方にふれながら、あなたの答えを説明してください。

問題1は、日本の教育界に大きな影響をもたらした、PISAの読解力のテストをテキストとします。いうまでもなく、PISAとは、OECDが、これからの教育においては実生活に活用できる「知識と技能」が重視されるべきだとして、2000年から開始した調査Programme for International Student Assessmentのことです。このテキストは、まさにその初回のテスト問題のひとつで、PISA型読解力の典型であるとして、どなたもが紹介・説明に引用したものです。このテスト問題は、「落書き」についての二人の少女の意見のどちらに「賛成」か、どちらの表現スタイルが「よい」と思うか、自分の意見を述べよというもので、理由づけがある程度できていれば、どちらを選んでも正解というものです。意見を自由に記述させる、しかも、複数の解答を許容するということで、読解の問題としては新鮮に映ったのだと思われます。

練習帖の課題は、この問題の問題点（不適切な部分や誤っている部分）を読み取って下さいという

ことです。点線の罫線より下の問題文が批判吟味の対象です。まずは、自分自身の力でトライしてみましょう。

アドバイス（目の付けどころ）

いかがでしたか。

では、次に目の付けどころをアドバイスしますので、これを参考に考えてみて下さい。

- ① 最初に落書きの定義が示されていますが、その中で「違法」と言い切っています。「どちらに賛成か」という「問3」の趣旨との関係でどうでしょうか。
- ② 「問4」の冒頭に「手紙に何が書かれているか、内容について考えてみましょう」という一行があります。どう思いますか。
- ③ 同じく「問4」についてですが、「どちらの手紙がよい手紙だと思いますか」と聞いています。この問いに対して、どちらを選んでも正解という採点基準は妥当でしょうか。

解説

①について

出題者がはじめから違法と断定してしまっただけでは、落書き擁護派のソフィアさんの立つ瀬はありません。せめて、「落書きとは、壁などに所かまわず書き散らされる絵や文章です」くらいに止めておくべきです。そうであれば、「問3」で、解答者はソフィアさんの意見に賛成という解答を堂々と主張できます。この出題の趣旨に照らして、あらかじめ違法（違法であることはその通りですが）と定義してしまうのは、フェアではありません。これは不適切というべきです。

②について

「問4」の冒頭に「内容について考えてみましょう」という一行があることは、本当に不可解です。なにしろ「問4」は、形式の良否をきいているのですから。テスト問題を日本語版に翻訳する際に、間違っただけで挿入されたのでしょうか。それとも原文がそうなっているのでしょうか。いずれにしても話にならない誤りです。

わたしの考えでは、この一行は「問3」の冒頭にこそ入るべきなのです。「問3」は内容への賛否を、「問4」は形式への判断をきくというように、くっきりと区別するためにこそ必要な一行だったのです。

問題が作成された草稿段階では、さすがにこの一行は正しい位置にあったと思います。いつの間にか紛れてしまったのでしょうか。それにしても、PISA関係者、尻馬にのって大騒ぎした人の誰一人気が付かなかったのです。レベルが低いだけでなく、不誠実です。

③について

これが一番やっかいです。

そもそも「書き方」とは何でしょうか。「です・ます」（日常語）か「だ・である」（文章語）かなどなら区別がつかます。結論を「先」に言うか、「後」から言うかなどもわかります。しかし、正直に言って、わたしには、こうしたレベルでの「書き方」の違いが、この二つの手紙にあるとは思いつきません。せいぜい、ヘルガさんがやや断定的で、ソフィアさんがその点では緩い印象があります。

ソフィアさんは、「あなた」という読み手を意識した語り口になっています。しかし、この程度の印象でスタイルの違い等を言い立てても仕方ありません。「書き方」(スタイル)の定義もなしに、その是非を論じさせるという設問自体、高校1年生にむけてのテストとしては不適切です。

百歩譲って、形式・スタイルを「論じ方」と見て、広い意味で「書き方」に含まれるというのであれば、話はわかります。(なお、北海道文教大学の論文査読の「申し合わせ」では、この「書き方」についても項目があり、「論文の構成および論述が適切で、論理に飛躍がなく説得的であること。」という厳しい要件が課されています。)

論述のし方という点で、二つの手紙を比べると明らかな違いがあります。この観点からすると、ヘルガさんの論述は正しく、ソフィアさんは誤っています。

説明します。

ヘルガさんは、一応ですが、三段論法に則っています。自明の前提を挙げ、当該事象がそれに相当すると論じているのです。「建物やフェンス、公園のベンチはそれ自体で芸術作品です。」という言い方(書き方)で、建造物は毀損してはならないものという自明の前提を提示しています。その上で、「落書きでそうした建築物を台無しにするというのは…」と述べ、落書きは建造物を毀損する行為であると論じています。ここには曲りなりにも「論証」するという姿勢が見えます。

これに対して、ソフィアさんの論法は、たとえを用いた「類推」だといえます。広告と落書きは類似している。広告が許されるならば、同様に落書きも許されていいのではということです。落書きを広告にたとえたわけです。残念ながら、類推は論証ではありません。類推は新しい発見を導く思考として重要な働きをします。わたしは好きです。しかし、それは厳密な論証ではないことを常に自覚していなければなりません。さらに言えば、意図するかしないかにかかわらず悪用すると大変なことになります。ダーウィンの進化論を短絡的に人類に当てはめた優生思想などは、その最悪の例ですよ。日本でも優生保護法の悪しき運用がありました。裁判にもなっています。(2022年2月22日に、大阪高裁は旧優生保護法を違憲と判断し、強制不妊に対して国に賠償を命令したとのことです。当然です。)たとえ話を利用した言説は、ときに説得的であり、政治家が好みます。気を付けましょう。

わたしも、議論の説得性を増すために、権威を引用するというズルい方法を取ってみます。長尾先生は京大の学長をなさった方です。

「類似性による推論は日常生活の多くの場面で使われているが、その説明は、あくまでもすでに理解していることを利用して、新しいことへの理解を容易にしようとする手段である。その説明による結論が別の世界においてもほんとうに成り立つかどうかは、何らの保証がないということ…をよく認識する必要がある」(長尾真 2001『わかるとは何か』(岩波新書))

話を戻します。「問4」については、どちらの手紙を「よい」と選んでもよいという出題者の採点基準は、明らかに誤りです。もっと言えば、教育的にきわめて有害です。

余談

PISAも、このテスト問題は「問3」までにしておけば良かったですね。「問3」のように、どちらに賛成かであれば、それこそ「ヘルガさんは落書きに厳しく反対の立場をとっており、その理由付けも具体的で賛成です。」でもいいし、「ソフィアさんは落書きにも芸術性があると指摘し、表現の自由を主張しているので気に入りました。」でもいいわけです。「問4」も「よい」かではなく「すき」か

くらいであれば許容範囲でしたね。

それにしても、PISAの問題作成者も、これを持ち上げる追従者も、どうして、この「落書き」問題のデタラメさに気付かなかったのでしょうか。あきれてものが言えません。と言いつつ、言ってしまいました。

ところで、PISAは数学、科学（自然）、読解の3分野でテストをしてきました。

が、「生きるための知識と技能」をいうのであれば、なぜ社会認識の分野に正面から取り組もうとしなかったのでしょうか。たぶん彼らの実力では無理だったのでしょうか。これを不問にして、3種のリテラシーで済ませてきたというのは、教育界にむけて、もっとも大切なもの（しっかりとした知識と判断にもとづく社会参加 citizenship）から目を背けさせるというメッセージになっていたといっても大げさではありません。実際、日本ではPISA型を含めた単なる「学力」向上へと学校と子どもの尻をたたくという性急で、偏った反応が生じました。これを反省したのかしなかったのか、OECDの別のセクションはコンピテンシーなる語を流行らせようとしています。これについても、わたしはかなり疑っています。

ブリストル出身と言われるバンクシーという落書き家が話題になっていますね。